

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年10月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500279 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500066 号

第1 結論

請求者のA社（平成9年11月3日以前は、B社）における平成9年10月1日から平成10年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年10月から平成10年9月までの標準報酬月額については16万円から34万円、同年10月の標準報酬月額については16万円から38万円とする。

平成9年10月から平成10年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年10月1日から平成10年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の報酬額より低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年10月から平成10年9月までは34万円、同年10月は38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月21日より後の同年12月2日付けで、平成9年10月及び平成10年10月の定時決定の記録を取り消し、平成9年10月1日に遡って16万円とする標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の複数の厚生年金保険被保険者について、請求者と同様に標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できるところ、同社の事業主は、請求期間当時は社会保険料を滞納しており、対応に苦慮していたことから社会保険事務所（当時）に行き、標準報酬月額の減額に関する全ての書類に自身が事業主印を押した旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成10年12月2日付けで行われた減額処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成9年10月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由はないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年10月から平成10年9月までは34万円、同年10月は38万円に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2500275号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2500028号

第1 結論

昭和43年10月から同年12月までの請求期間及び昭和44年1月から昭和45年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和43年10月から同年12月まで
② 昭和44年1月から昭和45年3月まで

私は、昭和43年にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で昭和42年9月分から昭和43年9月分までの国民年金保険料を納付していた。

その後、私はA市からB市、同市からC市に転居し、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付した記憶はあるが、具体的な納付状況は覚えていない。

母から国民年金保険料を滞納しないように常々言われており、請求期間①及び②が未納期間であることは考えられないので、調査の上、国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付した記憶はあるものの、当該期間に係る国民年金保険料について、いつ、どこで、どのように納付したかは覚えていない旨陳述しており、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者に係る戸籍の附票及び国民年金被保険者台帳により確認できる、請求期間①及び②当時の請求者の住所地であるA市、B市及びC市は、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない旨それぞれ回答している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者の国民年金手帳記号番号「*」とは別の番号が、請求者に対して払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。